

明治初期官僚機構人事データベースの作成

広瀬順皓* 岡部建次* 鈴木雅之*

従来、明治初期官僚機構の成立過程に関する研究において、特に人的構成の側面からの研究は重要でありながら極めて貧しい。それは、初期官僚機構においては、人事データが基本的に乏しいという事情があるからである。今回「明治初期官僚機構人事データベース」を、宮内省式部寮が発令した奏任官以上の辞令交付記録「任解日録」によって、作成したが、これによって、研究者は、(1) 個々の官僚の公職履歴、(2) 個々の職位の歴任者名、(3) 一定時点における官僚機構の構成を知り得ることとなった。奏任官以上の官僚の個別履歴も、一定時点における官僚組織の組織図も、本データベースが最初であり、日本近代史研究に資するところが多い。

The Database Production of Personnel affairs of Bureaucratic System in Early Meiji Period

Yoshihiro Hirose, Ken'ji Okabe, Masuyuki Suzuki

Up to now, the study of the establishing process of bureaucratic system in early Japan has met several difficulties. Most of them result from the lack of reliable resources of Bureaucratic system and personnel affairs. This is why we produce database of personnel affairs of bureaucratic system in early Japan. This database is produced from "Nin'kai Nitiroku" i.e. "Diary of appointment and dismissal" which had compiled by Imperial House Keeping Ministry. Using this database, scholars of modern Japanese history can approach (1)the personnel record of each bureaucrat, (2)the successive list of any post in Dajokan bureaucratic system and(3)the chart of the bureaucratic structure in any date.

1 はじめに

明治初期という日本官僚制の成立期には、恐ろしいほどの機構改革と人事異動がなされる。それは明治新政府の政権確立が、試行錯誤を重ねてた結果であることの証明でもある。しかし維新史研究者にとって、当時の人事データを得ることは難しい。それは、

- (1) 明治6年7月8日、太政官が火事で炎上人事データの多くが失われた。
- (2) 半公的な刊行物として『官員録』(現在大蔵省印刷局の『職員録』のようなもの)があるが、不定期刊行で細かい機構の改編や人事移動を追えない。
- (3) 現在刊行されている多くの人名辞典や「歴史必携」といったレファレンス・ブックには、伊藤博文など一定の有名な人しか記載されておらず、ランク・アンド・ファイルの人物履歴情報を得ることは困難である。

という理由による。

* 駿河台大学文化情報学部 Surugadai University The Faculty of Cultural Information Resources

そこで本データベースにおいては、『任解日録』を基礎に、明治2年7月8日から明治7年10月31日までの、太政官初期官僚機構の、(1) 官僚の個人履歴、(2) 職位単位で歴任者の名簿、(3) 一定時点での太政官官僚機構の構成が表示できるよう試みた。

2 太政官初期官僚政研究と『任解日録』

なぜ、太政官初期人事データベースを作成する必要があるのか、その理由は二つある。第一は太政官初期官僚制は、日本における官僚制の原初段階であり、官僚制として成熟していなかった。従って政策決定にあたっては官僚機構がイニシアチブをとるというより、個々の政策担当者のイニシアチブが発揮される傾向があった。第二にこの時期の太政官政府は、頻繁に行政機構改革を行ない、それに伴って官僚も移動した。現在当該時期の官僚機構を明らかにする基本的史料は『官員録』であるが、これは不定期に刊行されたもので、月日単位で変動する太政官官僚機構の実態を正確に反映していない。

これに対して、本データベースの底本にした『任解日録』は、官記授与の主務官庁である宮内省式部寮が編纂した辞令交付台帳であり、データの信頼性も高くかつその範囲も奏任官以上を網羅していて、当時の官僚機構の実質的部分を検討する好個の資料である。

『任解日録』の編纂の経緯は「任解日録緒言」に次のようにある。

官記授与は本寮事務章程の一にして之を詳録するは亦本課の主務となす。僚属等曾て任解全書を編纂せんと欲し各干支を区分し諸公文書を抄す。而して昨年五月皇城火あり宮中の簿書半ば灰燼に帰す…大史局の日記を抄し、諸省の公文及び本人の履歴書取りて年月の前後任解の移動を校訂し、明治二年七月八日を以て起り、題して任解日録という。

『任解日録』の個々の構成は次に記すが、記載された人事情報は詳細をきわめる。官制改革ごとに官等表を記載し、続いて日付を追って人事発令が一人ずつ記載されている。そこから得られる情報は、次のようなものがある。

(1) 姓名、(2) 本籍のある府県、(3) 改正改名及び従前の通称、(4) 発令前の官職及びその任命年月日、(5) 位階=初めて任官したもの、(6) 発令になった官職、(7) 兼官・本官・免官、(8) 発令後の次の官職と任命年月日、(9) 免官の理由(依願免官、物故)など
もちろん『任解日録』にも問題点はあるが、それはおよそ次の三点である。

(1) 収録の限界。奏任官以上しか収録されていない。

(2) 明治4年6月の廃藩置県以前の諸藩の官僚について記載がない。

(3) 非職の記載がない。たとえば征韓論で下野した西郷隆盛は、参議・近衛都督の兼官を解かれたが、陸軍大将など武官としての本官の辞任が認められず「非職」扱いとなったので、『任解日録』には辞任の記載がない。

しかしこれらの欠点も太政官政府という中央官庁に着目すれば、瑕疵にすぎない。

3 データベースの設計

3-1 要求仕様

「任解日録」DBへの要求仕様は、以下の通りである。

・DB作成の目的

明治2年7月8日から明治7年10月31日までの、太政官政府の官僚機構を検討するために、(1) 官僚の個人履歴、(2) 職位単位で歴任者の名簿、(3) 一定時点での太政官官僚機構の構成、を表示する必要がある。その理由は二つある。第一は太政官官僚制は、日本における官僚制の原初段階であり、

官僚制として成熟していなかった。従って政策決定にあたっては官僚機構がイニシアチブをとるといふより、個々の政策担当者のイニシアチブが発揮される傾向があった。第二にこの時期の太政官政府は、頻りに行政機構改革を行ない、それに伴って官僚も移動した。現在当該時期の官僚機構を明らかにする基本的史料は『官員録』であるが、これは不定期に刊行されたもので、月日単位で変動する太政官官僚機構の実態を正確に反映していない。

・「任解日録」の構成

「任解日録」の原本は次のような構成になっている。(図1)

(1) 明治2年7月8日より明治7年10月31日まで、太政官政府官僚の発令順の日録であり、本文は五行、一行が一件の任免をあらわす。また一行は四段に分割され、発令項目等が示される。

- (2) 上段欄外、下段欄外などに組織の改廃を注記する。
- (3) 第一段は、任命官職を表記する。兼任の場合は二つまで示す。
- (4) 第二段は、免官年月日および新しく任命された職務を示す。
- (5) 第三段は、位階および前職の官名、任命日が示す。
- (6) 第四段は、氏名、本貫(本籍)、改名

「任解日録」を通覧すると、官僚の免官には二種類あることがわかる。一つはある官職を免ぜられて新しい官職に就くこと(移動)であり、一つは官職を去ること(解任)である。この場合免官の理由(死亡、依願)などが表示されている場合もある。

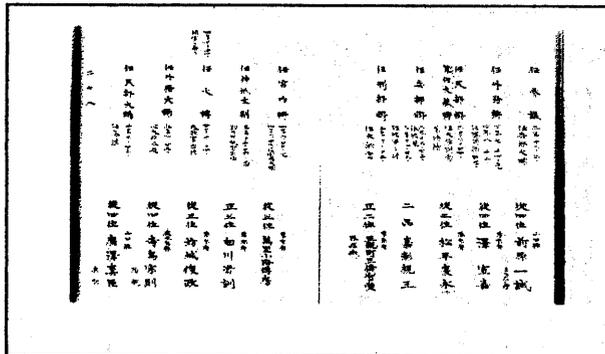


図1 任解日録

3-2 データ項目

任解日録DBで使用するデータ項目は下のとおりである。

史料番号

氏名

改名

本貫

位階・前官

官種: 本官、兼官の別を入力

官名

任命日: 異動の時: 発令された日。解任の時: 空白

解任日: 異動の時: 次回の発令が出された日。解任の時: 発令が出された日

備考: 免官の理由や入力上におけるデータの変更などの注を入力

任解日録から得られるデータのほかに、本官と兼官とを区別するために「官種」という項目を新た

に設けた。また、入力などで史料と異なる表記を行う場合や解任に理由などの注を入れるための「備考」という項目も設けた。

任命日、解任日の日付のデータは大小関係でソートできるように西暦による数値データとすることとした。

データベースソフトとしてマイクロソフト社のACCESSを使用した。

3-3 テーブルの設計

任解目録では、一回の命令で本官と兼官の両方を同時に任命や解任を行う場合がある。この場合、本官と兼官と別々のレコードとして入力する。その時に、一つのテーブルで入力を行うとデータに冗長が發せするため、同じ史料番号ではデータの変わらないデータを集めた資料テーブルと変化する任解テーブルの二つに分けることとした。各テーブルのデータ項目は下のとおりでである。

・史料テーブル：

史料番号、氏名、改名、位階・前官、本貫

・任解テーブル：

史料番号、官種、官名、任命日、解任日、備考

史料テーブルと任解テーブルを1対多の関係でリレーションさせ、図2「任解目録」クエリー（以下、任解目録）を作成した。

史料番号	氏名	改名	位階・官種	本貫	官名	任命日	解任日	備考
1	中山 忠純		従一位	東京府	本官	186907008	187106025	
1	中山 忠純		従一位	東京府	兼官	186907008	187106025	菅野真吉
2	三条 実美		従一位	東京府	本官	186907008	187107029	右大臣
2	三条 実美		従一位	東京府	兼官	186907008	187107029	藤原長吉
2	三条 実美		従一位	東京府	兼官	186907008	187107029	神保日
3	岩倉 具規		正二位	東京府	本官	186907008	187107014	大納言
4	岩倉 具規		正二位	東京府	本官	186907008	187107014	大納言
5	副島 権臣	副島 次郎	従四位	佐賀県	本官	186907008	187107024	参議
6	前原 一統	前原 彦太郎	従四位	山口県	本官	186907008	187107014	参議
7	沢 嘉海		従四位	東京府	本官	186907008	186912002	外務卿
8	松平 藤永		従二位	東京府	本官	186907008	186908024	民部卿
9	高杉 豊王		従二位	東京府	兼官	186907008	186908024	大藏卿
9	高杉 豊王		二品	本官	兵部卿	186907008	186912023	
10	正頼町三條実愛	堀根 実愛	正二位	東京府	本官	186907008	187010012	刑部卿
11	万葉小路 博房		従三位	東京府	本官	186907008	187106025	昌内卿
12	白川 波親		正三位	東京府	本官	186907008	187012028	神祇大副
13	功城 俊政		従三位	東京府	本官	186907008	187107014	大心
14	寺島 宗則	寺島 梅華	従四位	鹿児島県	本官	186907008	187204025	外苑大輔

図2 任解目録クエリー（一部）

3-4 作成上の問題点

閏月の問題：当初は日付をYYYYMMDDという8桁の数値データとして入力する予定だった。しかし、それでは閏月を表現することだできないという問題が發せした。そこで、東京大学史料編纂所などの例から月を1桁増やし、YYYYMMDDという9桁の数値データとした。通常の月には最後に0、閏月の時には最後に5を付加するようにした。つまり、通常の1月は010、閏1月は015となる。備考の項目にその変更の注を入れるようにした。

漢字の表記：人名や官名などで、現在ではあまり利用されていない字体で書かれているものがある。これらの漢字をどのように入力するかが問題となった。外字などを利用して、そのままの字体で入力することも可能である。しかし、その外字がないコンピュータでは利用することができない。このような問題が發生するので、入力や検索の面を考え、今回はなるべく常用漢字の字体に直して入力することとした。

4 データの使用例

4-1 名前による検索の例

氏名のフィールドを検索キーとすることで、個人の履歴を結果として表示することができる。

図3は任解目録から史料番号、氏名、官種、任命日、解任日、位階・前官のフィールドを抽出し、検索条件として、「氏名=黒田 了介」とした結果である。黒田了介（黒田清隆）がいつどのような官職に就き、いつその官職を解任されたかが結果から知ることができる。これは他の人物でも可能であるので、全ての人物の個人履歴を知ることができる。

史料番号	氏名	官種	官名	任命日	解任日	位階・前官
▶	黒田 了介	本官	外務権大丞	186907018	186911023	
	509 黒田 了介	本官	兵部大丞	186911023	186909009	外務権大丞
	712 黒田 了介	本官	開拓次官	187005009	187406023	兵部大丞
※						

図3 黒田 了介の検索の結果

また、改名フィールドを検索キーとすることで、改名から氏名を知ることができる。

図4は任解目録を使い、検索キーに、「改名=*八太郎*」とした結果である。これによって、八太郎という人物の個人の履歴がわかるだけでなく、八太郎が大隈重信である可能性あることを知ることができる。これを利用すれば、今まで分からなかった人物の氏名を知ることができる。

史料番号	氏名	改名	位階・前官	本貫	官種	官名	任命日	解任日	備考
▶	大隈 重信	大隈 八太郎	従四位	佐賀県	本官	大蔵大輔	186907008	186907022	
	160 大隈 重信	大隈 八太郎	大蔵大輔	佐賀県	本官	民部大輔	186907022	187007010	
	160 大隈 重信	大隈 八太郎	大蔵大輔	佐賀県	兼官	大蔵大輔	186907022		
	269 大隈 重信	大隈 八太郎	民部大輔	佐賀県	本官	民部大輔	186908011	186908024	
	269 大隈 重信	大隈 八太郎	民部大輔	佐賀県	兼官	大蔵大輔	186908010	187007010	

図4 八太郎の検索結果

4-2 官名による検索の例

官名のフィールドを検索キーとすることで、その官職にどのような人物がどの位の期間その官職にあったかを示す官名ごとの歴任者名簿を作成することができる。

図4は任解目録から史料番号、官名、氏名、本貫、任命日、解任日、位階・前官を抽出し、「官名=参議」とした結果である。この結果からどのような人物がどの位の期間参議の職にあったかを知ることができる。また、本貫や位階・前官などを見ると、どのような人物がその職に就たのかを知ることができるとなる。これも氏名同様、全ての官名で検索することが可能であるので、全ての官名の歴任者を検索し名簿を作ることができる。

史料番号	官名	氏名	本貫	任命日	解任日	位階・前官
▶	参議	副島 種臣	佐賀県	186907008	187107024	従四位
	参議	前原 一誠	山口県	186907008	186912002	従四位
	159 参議	大久保 利通	鹿児島県	186907022	187106025	侍詔院出仕
	176 参議	広澤 真臣	山口県	186907023	187101008	民部大輔
	587 参議	佐々木 高行	高知県	187002007	187106025	刑部大輔
	722 参議	齋藤 利行	高知県	187005015	187106025	刑部大輔
※						

図5 参議の検索結果

4-3 日付による検索結果

日付を検索キーとしてすることで、ある時点において誰がどのような官職に就いていたかを表示することができる。

図6は任解目録から、史料番号、氏名、本貫、位階・前官、官種、官名、任命日、解任日を抽出して、検索キーとして、「任命日<186909020 AND 解任日>186909020」とした結果である。この結果から、1869年9月20日(明治2年9月20日)時点における組織の構成を知ることができる。このことができることによって、月単位や日単位の組織の変動を知ることができる。

また、この検索結果を官名でグループ化することによって、図7のような1869年9月20日(明治2年9月20日)時点において存在している官名を知ることができる。これを利用してある時点における官僚機構を知ることができる。

例えば、図7を見ると開拓使と外務省にどのような官職があり、どのような組織で運営されていたかを知ることができる。

史料番号	氏名	本貫	位階・前官	官種	官名	任命日	解任日
29	北川 泰明	沼賀県		兼官	人長	186907008	187108017
31	渡辺 清	長崎県		本官	民部権大丞	186907008	186910025
31	渡辺 清	長崎県		兼官	三陸警備両羽	186907008	186910025
32	東國 基敬	京都府	従三位	本官	宮内権大丞	186907008	187012012
33	平松 時厚	京都府	従四位	本官	宮内権大丞	186907008	187006019
34	西辻 公賀	東京府	正三位	本官	宮内権大丞	186907008	187107020
35	作瀬 正臣	山口県		本官	権大史	186907008	187107029
36	下部 三郎	沼賀県		本官	権大史	186907008	187107029
38	中島 揚胤	名真県	従五位	本官	中弁	186907009	187009002
40	五辻 安仲	東京府	従四位	兼官	少弁	186907009	187108010
40	五辻 安仲	東京府	従四位	兼官	雅楽長	186907009	187108010
41	多久 茂隆	佐賀県		本官	少弁	186907009	187111015
43	北小路 随光	東京府	正三位	本官	神大祐	186907010	187107015
44	町田 久成	鹿児島県	従五位	本官	外務大丞	186907010	187009002
45	井関 盛良	愛媛県		本官	外務大丞	186907010	186911009
45	井関 盛良	愛媛県		兼官	神奈川縣権知	186907010	186911009
51	沢 清徳	東京府		本官	刑部権大丞	186907010	187001019
54	香山 景通	岐阜県		本官	神祇少祐	186907010	187108005

図6 1869年9月20日の検索結果(一部)

官名
雅楽長
開拓権利官
開拓大官
開拓長官
開拓利官
外務卿
外務権少丞
外務権大丞
外務少丞
外務省出仕
外務省出仕大丞権席
外務大丞
外務大輔

図7 186909020 官名(一部)

5 まとめ

以上「明治初期官僚制人事データベース」を作成したが、今後の問題としては、次のようなことがあげられる。

第一は各官職の沿革表を作成し、これを本DBと結合することである。これによって、太政官期における官僚機構と人事異動を立体的に知ることができるだろう。

第二は、このDBを使って、何ができるかをより詳しく研究する必要がある。たのためにも本DBを何人かの明治研究者の試用に供し、そのアドバイスを持って本DBを改善する必要があるだろう。